

審 第 2 5 1 1 号
答 申 第 5 4 4 号
令和 2 年 3 月 1 6 日

千葉県教育委員会教育長
澤川 和宏 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 8 年 5 月 1 2 日 付 け 教 総 第 1 9 7 号 - 1 に よ る 下 記 の 諮 問 に つ い て 、 別 紙 の と お り 答 申 し ま す 。

記

諮問第 6 2 6 号

異議申立人から提起された、次に掲げる行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

- 1 平成 2 8 年 1 月 1 9 日 付 け で 異 議 申 立 て が 提 起 さ れ た 、 平 成 2 8 年 1 月 1 2 日 付 け 教 指 第 1 5 4 2 号 の 行 政 文 書 不 開 示 決 定
- 2 平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日 付 け で 異 議 申 立 て が 提 起 さ れ た 、 平 成 2 7 年 1 2 月 7 日 付 け 千 商 第 3 8 1 号 の 行 政 文 書 不 開 示 決 定
- 3 平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日 付 け で 異 議 申 立 て が 提 起 さ れ た 、 平 成 2 7 年 1 2 月 1 1 日 付 け 八 千 代 第 2 0 6 号 の 行 政 文 書 不 開 示 決 定
- 4 平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日 付 け で 異 議 申 立 て が 提 起 さ れ た 、 平 成 2 7 年 1 2 月 1 1 日 付 け 八 千 東 第 2 6 6 号 の 行 政 文 書 不 開 示 決 定
- 5 平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日 付 け で 異 議 申 立 て が 提 起 さ れ た 、 平 成 2 7 年 1 2 月 1 1 日 付

け八千西第306号の行政文書不開示決定

- 6 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月6日付け船橋第922号の行政文書部分開示決定
- 7 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月6日付け薬園台第356号の行政文書部分開示決定
- 8 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月6日付け船東第384号の行政文書部分開示決定
- 9 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月12日付け船啓第329号の行政文書部分開示決定
- 10 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月6日付け船芝第312号の行政文書部分開示決定
- 11 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月6日付け船二第374号の行政文書部分開示決定
- 12 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月6日付け船古第309号の行政文書部分開示決定
- 13 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月6日付け船法第386号の行政文書部分開示決定
- 14 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月6日付け船豊第314号の行政文書部分開示決定
- 15 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月6日付け船北第295号の行政文書部分開示決定
- 16 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月6日付け鎌ヶ谷第245号の行政文書部分開示決定
- 17 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月6日付け鎌西第230号の行政文書部分開示決定
- 18 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月4日付け浦安第331号の行政文書部分開示決定
- 19 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月4日付け浦南第366号の行政文書部分開示決定

- 20 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成27年12月14日付け松南第437号の行政文書不開示決定
- 21 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成27年12月14日付け流山第184号の行政文書不開示決定
- 22 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成27年12月14日付け流山お第315号の行政文書不開示決定
- 23 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成27年12月14日付け流山南第339号の行政文書不開示決定
- 24 平成28年2月2日付けで異議申立てが提起された、平成27年12月14日付け流山北第238号の行政文書不開示決定
- 25 平成28年2月5日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月14日付け市原第348号の行政文書不開示決定
- 26 平成28年2月5日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月14日付け桜が丘第310号の行政文書不開示決定
- 27 平成28年2月5日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月14日付け京葉第315号の行政文書不開示決定
- 28 平成28年2月5日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月14日付け市原緑第225号の行政文書不開示決定
- 29 平成28年2月5日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月14日付け姉崎第306号の行政文書不開示決定
- 30 平成28年2月5日付けで異議申立てが提起された、平成28年1月14日付け八幡第338号の行政文書不開示決定

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成28年1月12日付け教指第1542号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）で特定した対象文書において不開示とした情報のうち、別表5の不開示とすることが妥当である情報欄に記載した情報以外の部分は開示すべきである。

また、実施機関が行った本件決定1のうち対象文書の不保有を理由とした行政文書不開示決定、下記第2の4（2）に掲げる決定において特定された対象文書のうち「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」に対する行政文書不開示決定及び下記第2の4（3）から（30）に掲げる各決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、下記のとおり行政文書開示請求を行った。

- (1) 平成27年11月10日付けで下記2（1）を請求内容とする行政文書開示請求（以下「本件請求1」という。）
- (2) 同月5日付けで下記2（2）を請求内容とする行政文書開示請求（以下「本件請求2」という。）
- (3) 同月11日付けで下記2（3）を請求内容とする行政文書開示請求（以下「本件請求3」という。）
- (4) 同年12月3日付けで下記2（4）を請求内容とする行政文書開示請求（以下「本件請求4」という。）
- (5) 同日付けで下記2（5）を請求内容とする行政文書開示請求（以下「本件請求5」という。）

- という。)
- (6) 同日付けで下記2(6)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求6」という。)
- (7) 同日付けで下記2(7)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求7」という。)
- (8) 同日付けで下記2(8)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求8」という。)
- (9) 同日付けで下記2(9)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求9」という。)
- (10) 同日付けで下記2(10)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求10」という。)
- (11) 同日付けで下記2(11)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求11」という。)
- (12) 同日付けで下記2(12)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求12」という。)
- (13) 同日付けで下記2(13)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求13」という。)
- (14) 同日付けで下記2(14)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求14」という。)
- (15) 同日付けで下記2(15)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求15」という。)
- (16) 同日付けで下記2(16)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求16」という。)
- (17) 同日付けで下記2(17)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求17」という。)
- (18) 同年11月11日付けで下記2(18)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求18」という。)
- (19) 同日付けで下記2(19)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求19」という。)

- (20) 同日付けで下記2(20)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求20」という。)
- (21) 同日付けで下記2(21)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求21」という。)
- (22) 同日付けで下記2(22)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求22」という。)
- (23) 同年12月15日付けで下記2(23)を請求内容とする行政文書開示請求(以下「本件請求23」といい、同1から同22までと併せて「本件各請求」という。)

2 請求内容

- (1) 「千葉県教育庁指導課が『文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票』、『文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票』、『文部科学省平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票』に係って文科省に発出した情報。」
- (2) 「① 千葉県立千葉商業高校が千葉県教育庁に発出した『事故報告書』。
② 千葉県立千葉商業高校が千葉県教育庁教育総務課、教職員課並びに指導課に発出した情報(学校保有分。『事故報告書』除く)。
①②の対象期間、2015年7月1日～10月31日
本情報は千葉県情報公開センターで開示を受けます。」
- (3) 「次の各公立高等学校が保有する『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票』に係って千葉県教育庁より収受した情報並びに発出した情報。(文部科学省平成25年度、26年度、27年度)
- ・ 県立八千代高校が保有する情報・ 県立八千代東高校が保有する情報
 - ・ 県立八千代西高校が保有する情報」
- (4) 「県立船橋高校において、下記①並びに②について貴校が保有する情報。
情報公開センターで開示並びに必要な応じた説明を受けます。
- ① 行政文書不開示決定通知(裏面)を発出する経過が判明する情報(起案から発出まで)
- ② 行政文書不開示決定(裏面)を行うに当たって、教育総務課と行った合議内容が判明する情報(教育総務課から貴校にあった情報、FAX・メール等全て含む)。

貴校から教育総務課に発出した情報)」

なお、上記開示請求書の裏面に、平成27年11月26日付け船橋第822号の行政文書不開示決定通知書のコピーが添付されている。

(5)「県立薬園台高校において下記①並びに②について貴校が保有する情報。

情報公開センターで開示並びに必要な応じた説明を受けます。

① 行政文書不開示決定通知（裏面）を発出する経過が判明する情報（起案から発出まで）

② 行政文書不開示決定（裏面）を行うに当たって、教育総務課と行った合議内容が判明する情報（教育総務課から貴校にあった情報、FAX・メール等全て含む。貴校から教育総務課に発出した情報）」

なお、上記開示請求書の裏面に、平成27年11月26日付け薬園台第316号の行政文書不開示決定通知書のコピーが添付されている。

(6)「県立船橋東高校において下記①並びに②について貴校が保有する情報。

情報公開センターで開示並びに必要な応じた説明を受けます。

① 行政文書不開示決定通知（裏面）を発出する経過が判明する情報（起案から発出まで）

② 行政文書不開示決定（裏面）を行うに当たって、教育総務課と行った合議内容が判明する情報（教育総務課から貴校にあった情報、FAX・メール等全て含む。貴校から教育総務課に発出した情報）」

なお、上記開示請求書の裏面に、平成27年11月26日付け船東第357号の行政文書不開示決定通知書のコピーが添付されている。

(7)「県立船橋啓明高校において下記①並びに②について貴校が保有する情報。

情報公開センターで開示並びに必要な応じた説明を受けます。

① 行政文書不開示決定通知（裏面）を発出する経過が判明する情報（起案から発出まで）

② 行政文書不開示決定（裏面）を行うに当たって、教育総務課と行った合議内容が判明する情報（教育総務課から貴校にあった情報、FAX・メール等全て含む。貴校から教育総務課に発出した情報）」

なお、上記開示請求書の裏面に、平成27年11月26日付け船啓第285号の

行政文書不開示決定通知書のコピーが添付されている。

(8) 「県立船橋芝高校において下記①並びに②について貴校が保有する情報。

情報公開センターで開示並びに必要な応じた説明を受けます。

① 行政文書不開示決定通知（裏面）を発出する経過が判明する情報（起案から発出まで）

② 行政文書不開示決定（裏面）を行うに当たって、教育総務課と行った合議内容が判明する情報（教育総務課から貴校にあった情報、FAX・メール等全て含む。貴校から教育総務課に発出した情報）」

なお、上記開示請求書の裏面に、平成27年11月26日付け船芝第277号の行政文書不開示決定通知書のコピーが添付されている。

(9) 「県立船橋二和高校において下記①並びに②について貴校が保有する情報。

情報公開センターで開示並びに必要な応じた説明を受けます。

① 行政文書不開示決定通知（裏面）を発出する経過が判明する情報（起案から発出まで）

② 行政文書不開示決定（裏面）を行うに当たって、教育総務課と行った合議内容が判明する情報（教育総務課から貴校にあった情報、FAX・メール等全て含む。貴校から教育総務課に発出した情報）」

なお、上記開示請求書の裏面に、平成27年11月26日付け船二第330号の行政文書不開示決定通知書のコピーが添付されている。

(10) 「県立船橋古和釜高校において下記①、②について貴校が保有する情報。

情報公開センターで開示並びに必要な応じた説明を受けます。

① 行政文書不開示決定通知（裏面）を発出する経過が判明する情報（起案から発出まで）

② 行政文書不開示決定（裏面）を行うに当たって、教育総務課と行った合議内容が判明する情報（教育総務課から貴校にあった情報、FAX・メール等全て含む。貴校から教育総務課に発出した情報）」

なお、上記開示請求書の裏面に、平成27年11月26日付け船古第269号の行政文書不開示決定通知書のコピーが添付されている。

(11) 「県立船橋法典高校において下記①並びに②について貴校が保有する情報。

情報公開センターで開示並びに必要な応じた説明を受けます。

- ① 行政文書不開示決定通知（裏面）を発出する経過が判明する情報（起案から発出まで）
- ② 行政文書不開示決定（裏面）を行うに当たって、教育総務課と行った合議内容が判明する情報（教育総務課から貴校にあった情報、FAX・メール等全て含む。貴校から教育総務課に発出した情報）」

なお、上記開示請求書の裏面に、平成27年11月26日付け船法第340号の行政文書不開示決定通知書のコピーが添付されている。

- (12) 「県立船橋豊富高校において下記①並びに②について貴校が保有する情報。情報公開センターで開示並びに必要な応じた説明を受けます。

- ① 行政文書不開示決定通知（裏面）を発出する経過が判明する情報（起案から発出まで）
- ② 行政文書不開示決定（裏面）を行うに当たって、教育総務課と行った合議内容が判明する情報（教育総務課から貴校にあった情報、FAX・メール等全て含む。貴校から教育総務課に発出した情報）」

なお、上記開示請求書の裏面に、平成27年11月26日付け船豊第276号の行政文書不開示決定通知書のコピーが添付されている。

- (13) 「県立船橋北高校において下記①並びに②について貴校が保有する情報。情報公開センターで開示並びに必要な応じた説明を受けます。

- ① 行政文書不開示決定通知（裏面）を発出する経過が判明する情報（起案から発出まで）
- ② 行政文書不開示決定（裏面）を行うに当たって、教育総務課と行った合議内容が判明する情報（教育総務課から貴校にあった情報、FAX・メール等全て含む。貴校から教育総務課に発出した情報）」

なお、上記開示請求書の裏面に、平成27年11月26日付け船北第261号の行政文書不開示決定通知書のコピーが添付されている。

- (14) 「県立鎌ヶ谷高校において下記①並びに②について貴校が保有する情報。情報公開センターで開示並びに必要な応じた説明を受けます。

- ① 行政文書不開示決定通知（裏面）を発出する経過が判明する情報（起案から発

出まで)

② 行政文書不開示決定（裏面）を行うに当たって、教育総務課と行った合議内容が判明する情報（教育総務課から貴校にあった情報、FAX・メール等全て含む。貴校から教育総務課に発出した情報）」

なお、上記開示請求書の裏面に、平成27年11月27日付け鎌ヶ谷第208号の行政文書不開示決定通知書のコピーが添付されている。

(15) 「県立鎌ヶ谷西高校において下記①並びに②について貴校が保有する情報。

情報公開センターで開示並びに必要な応じた説明を受けます。

① 行政文書不開示決定通知（裏面）を発出する経過が判明する情報（起案から発出まで)

② 行政文書不開示決定（裏面）を行うに当たって、教育総務課と行った合議内容が判明する情報（教育総務課から貴校にあった情報、FAX・メール等全て含む。貴校から教育総務課に発出した情報）」

なお、上記開示請求書の裏面に、平成27年11月27日付け鎌西第200号の行政文書不開示決定通知書のコピーが添付されている。

(16) 「県立浦安高校において下記①並びに②について貴校が保有する情報。

情報公開センターで開示並びに必要な応じた説明を受けます。

① 行政文書不開示決定通知（裏面）を発出する経過が判明する情報（起案から発出まで)

② 行政文書不開示決定（裏面）を行うに当たって、教育総務課と行った合議内容が判明する情報（教育総務課から貴校にあった情報、FAX・メール等全て含む。貴校から教育総務課に発出した情報）」

なお、上記開示請求書の裏面に、平成27年11月27日付け浦安第297号の行政文書不開示決定通知書のコピーが添付されている。

(17) 「県立浦安南高校において下記①並びに②について貴校が保有する情報。

情報公開センターで開示並びに必要な応じた説明を受けます。

① 行政文書不開示決定通知（裏面）を発出する経過が判明する情報（起案から発出まで)

② 行政文書不開示決定（裏面）を行うに当たって、教育総務課と行った合議内容

が判明する情報（教育総務課から貴校にあった情報、FAX・メール等全て含む。貴校から教育総務課に発出した情報）」

なお、上記開示請求書の裏面に、平成27年11月27日付け浦南第339号の行政文書不開示決定通知書のコピーが添付されている。

(18)「県立松戸南高校が保有する次の情報

『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票』に係って千、千葉県教育庁より収受した情報並びに発出した情報。(文部科学省平成25年度、27年度)

・千葉県情報公開条例の規定に従って遺漏のないように開示してください。」

(19)「県立流山高等学校が保有する次の情報

『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票』に係って千、千葉県教育庁より収受した情報並びに発出した情報。(文部科学省平成25年度、26年度、27年度)

・千葉県情報公開条例の規定に従って遺漏のないように開示してください。」

(20)「県立流山おおたかの森高等学校が保有する次の情報

『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票』に係って千、千葉県教育庁より収受した情報並びに発出した情報。(文部科学省平成25年度、26年度、27年度)

・千葉県情報公開条例の規定に従って遺漏のないように開示してください。」

(21)「県立流山南高等学校が保有する次の情報

『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票』に係って千、千葉県教育庁より収受した情報並びに発出した情報。(文部科学省平成25年度、26年度、27年度)

・千葉県情報公開条例の規定に従って遺漏のないように開示してください。」

(22)「県立流山北高等学校が保有する次の情報

『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票』に係って千、千葉県教育庁より収受した情報並びに発出した情報。(文部科学省平成25年度、26年度、27年度)

・千葉県情報公開条例の規定に従って遺漏のないように開示してください。」

(23)「千葉県市原市内に在る千葉県立各公立高等学校が作成し、千葉県教育庁に発出した下記調査統計資料（上、各公立高校保有分。）

・『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』に係る調査統計資料（平成25年度及び26年度分）。本件請求内容の理解並びに開示不開示の判断に当たっては別添1記載事項及び別添2資料参照のこと。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件各請求に係る対象文書として、以下の文書を特定した。

(1) 千葉県教育庁教育振興部指導課が担当課として、本件請求1に係る対象文書として特定した対象文書

「文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書1-1」という。）

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書1-2」という。）

なお、当該担当課は、「千葉県教育庁指導課が『文部科学省平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票』に係って文部科学省に発出した情報」を保有していない。

(2) 千葉県立千葉商業高等学校が担当所として、本件請求2に係る対象文書として特定した対象文書

「事故報告書（平成27年10月2日付け千商第279号）」（以下「本件対象文書2-1」という。）

「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書2-2」という。）

(3) 千葉県立八千代高等学校が担当所として、本件請求3に係る対象文書として特定した対象文書

「文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書3-1-1」という。）

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書3-1-2」という。）

なお、当該担当所は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統

計票」に係って千葉県教育庁より收受した情報並びに発出した情報（文部科学省平成27年度）を保有していない。

- (4) 千葉県立八千代東高等学校が担当所として、本件請求3に係る対象文書として特定した対象文書

「文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書3-2-1」という。）

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書3-2-2」という。）

なお、当該担当所は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より收受した情報並びに発出した情報（文部科学省平成27年度）を保有していない。

- (5) 千葉県立八千代西高等学校が担当所として、本件請求3に係る対象文書として特定した対象文書

「文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書3-3-1」という。）

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書3-3-2」という。）

なお、当該担当所は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より收受した情報並びに発出した情報（文部科学省平成27年度）を保有していない。

- (6) 千葉県立船橋高等学校が担当所として、本件請求4に係る対象文書として特定した対象文書

「行政文書不開示決定通知書（平成27年11月26日付け船橋第822号）に係る起案文書」（以下「本件対象文書4」という。）

- (7) 千葉県立薬園台高等学校が担当所として、本件請求5に係る対象文書として特定した対象文書

「行政文書不開示決定通知書（平成27年11月26日付け薬園台第316号）に係る起案文書」（以下「本件対象文書5」という。）

- (8) 千葉県立船橋東高等学校が担当所として、本件請求6に係る対象文書として特定

した対象文書

「行政文書不開示決定通知書（平成27年11月26日付け船東第357号）に係る起案文書」（以下「本件対象文書6」という。）

- (9) 千葉県立船橋啓明高等学校が担当所として、本件請求7に係る対象文書として特定した対象文書

「行政文書不開示決定通知書（平成27年11月26日付け船啓第285号）に係る起案文書」（以下「本件対象文書7」という。）

- (10) 千葉県立船橋芝山高等学校が担当所として、本件請求8に係る対象文書として特定した対象文書

「行政文書不開示決定通知書（平成27年11月26日付け船芝第277号）に係る起案文書」（以下「本件対象文書8」という。）

- (11) 千葉県立船橋二和高等学校が担当所として、本件請求9に係る対象文書として特定した対象文書

「行政文書不開示決定通知書（平成27年11月26日付け船二第330号）に係る起案文書」（以下「本件対象文書9」という。）

- (12) 千葉県立船橋古和釜高等学校が担当所として、本件請求10に係る対象文書として特定した対象文書

「行政文書不開示決定通知書（平成27年11月26日付け船古第269号）に係る起案文書」（以下「本件対象文書10」という。）

- (13) 千葉県立船橋法典高等学校が担当所として、本件請求11に係る対象文書として特定した対象文書

「行政文書不開示決定通知書（平成27年11月26日付け船法第340号）に係る起案文書」（以下「本件対象文書11」という。）

- (14) 千葉県立船橋豊富高等学校が担当所として、本件請求12に係る対象文書として特定した対象文書

「行政文書不開示決定通知書（平成27年11月26日付け船豊第276号）に係る起案文書」（以下「本件対象文書12」という。）

- (15) 千葉県立船橋北高等学校が担当所として、本件請求13に係る対象文書として特定した対象文書

「行政文書不開示決定通知書（平成27年11月26日付け船北第261号）に係る起案文書」（以下「本件対象文書13」という。）

- (16) 千葉県立鎌ヶ谷高等学校が担当所として、本件請求14に係る対象文書として特定した対象文書

「行政文書不開示決定通知書（平成27年11月27日付け鎌ヶ谷第208号）に係る起案文書」（以下「本件対象文書14」という。）

- (17) 千葉県立鎌ヶ谷西高等学校が担当所として、本件請求15に係る対象文書として特定した対象文書

「行政文書不開示決定通知書（平成27年11月27日付け鎌西第200号）に係る起案文書」（以下「本件対象文書15」という。）

- (18) 千葉県立浦安高等学校が担当所として、本件請求16に係る対象文書として特定した対象文書

「行政文書不開示決定通知書（平成27年11月27日付け浦安第297号）に係る起案文書」（以下「本件対象文書16」という。）

- (19) 千葉県立浦安南高等学校が担当所として、本件請求17に係る対象文書として特定した対象文書

「行政文書不開示決定通知書（平成27年11月27日付け浦南第339号）に係る起案文書」（以下「本件対象文書17」という。）

- (20) 千葉県立松戸南高等学校が担当所として、本件請求18に係る対象文書として特定した対象文書

「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書18」という。）

なお、当該担当所は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より収受した情報並びに発出した情報（文部科学省平成27年度）を保有していない。

- (21) 千葉県立流山高等学校が担当所として、本件請求19に係る対象文書として特定した対象文書

「文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書19-1」という。）

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」(以下「本件対象文書19-2」という。)

なお、当該担当所は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より収受した情報並びに発出した情報(文部科学省平成27年度)を保有していない。

(22) 千葉県立流山おおたかの森高等学校が担当所として、本件請求20に係る対象文書として特定した対象文書

「文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」(以下「本件対象文書20-1」という。)

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」(以下「本件対象文書20-2」という。)

なお、当該担当所は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より収受した情報並びに発出した情報(文部科学省平成27年度)を保有していない。

(23) 千葉県立流山南高等学校が担当所として、本件請求21に係る対象文書として特定した対象文書

「文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」(以下「本件対象文書21-1」という。)

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」(以下「本件対象文書21-2」という。)

なお、当該担当所は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より収受した情報並びに発出した情報(文部科学省平成27年度)を保有していない。

(24) 千葉県立流山北高等学校が担当所として、本件請求22に係る対象文書として特定した対象文書

「文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」(以下「本件対象文書22-1」という。)

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」(以下「本件対象文書22-2」という。)

なお、当該担当所は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より収受した情報並びに発出した情報（文部科学省平成27年度）を保有していない。

- (25) 千葉県立市原高等学校が担当所として、本件請求23に係る対象文書として特定した対象文書

「文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書23-1-1」という。）

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書23-1-2」という。）

- (26) 千葉県立鶴舞桜が丘高等学校が担当所として、本件請求23に係る対象文書として特定した対象文書

「文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書23-2-1」という。）

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書23-2-2」という。）

- (27) 千葉県立京葉高等学校が担当所として、本件請求23に係る対象文書として特定した対象文書

「文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書23-3-1」という。）

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書23-3-2」という。）

- (28) 千葉県立市原緑高等学校が担当所として、本件請求23に係る対象文書として特定した対象文書

「文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書23-4-1」という。）

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「本件対象文書23-4-2」という。）

- (29) 千葉県立姉崎高等学校が担当所として、本件請求23に係る対象文書として特定した対象文書

「文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」(以下「本件対象文書23-5-1」という。)

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」(以下「本件対象文書23-5-2」という。)

(30) 千葉県立市原八幡高等学校が担当所として、本件請求23に係る対象文書として特定した対象文書

「文部科学省平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」(以下「本件対象文書23-6-1」という。)

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」(以下「本件対象文書23-6-2」といい、同1-1、1-2及び同2-2から同23-6-1までと併せて「本件各対象文書」という。)

4 実施機関による決定

実施機関は、本件各請求に対して、下記のとおり行政文書不開示決定又は行政文書部分開示決定を行った。

(1) 実施機関は、本件請求1に対し、本件決定1を行った。

(2) 実施機関は、本件請求2に対し、平成27年12月7日付け千商第381号で行政文書不開示決定(以下「本件決定2」という。)を行った。

(3) 実施機関は、本件請求3に対し、平成27年12月11日付け八千代第206号で行政文書不開示決定(以下「本件決定3-1」という。)を行った。

(4) 実施機関は、本件請求3に対し、同日付け八千東第266号で行政文書不開示決定(以下「本件決定3-2」という。)を行った。

(5) 実施機関は、本件請求3に対し、同日付け八千西第306号で行政文書不開示決定(以下「本件決定3-3」という。)を行った。

(6) 実施機関は、本件請求4に対し、平成28年1月6日付け船橋第922号で行政文書部分開示決定(以下「本件決定4」という。)を行った。

(7) 実施機関は、本件請求5に対し、同日付け薬園台第356号で行政文書部分開示決定(以下「本件決定5」という。)を行った。

(8) 実施機関は、本件請求6に対し、同日付け船東第384号で行政文書部分開示決定(以下「本件決定6」という。)を行った。

- (9) 実施機関は、本件請求7に対し、平成28年1月12日付け船啓第329号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定7」という。）を行った。
- (10) 実施機関は、本件請求8に対し、平成28年1月6日付け船芝第312号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定8」という。）を行った。
- (11) 実施機関は、本件請求9に対し、同日付け船二第374号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定9」という。）を行った。
- (12) 実施機関は、本件請求10に対し、同日付け船古第309号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定10」という。）を行った。
- (13) 実施機関は、本件請求11に対し、同日付け船法第386号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定11」という。）を行った。
- (14) 実施機関は、本件請求12に対し、同日付け船豊第314号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定12」という。）を行った。
- (15) 実施機関は、本件請求13に対し、同日付け船北第295号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定13」という。）を行った。
- (16) 実施機関は、本件請求14に対し、同日付け鎌ヶ谷第245号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定14」という。）を行った。
- (17) 実施機関は、本件請求15に対し、同日付け鎌西第230号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定15」という。）を行った。
- (18) 実施機関は、本件請求16に対し、平成28年1月4日付け浦安第331号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定16」という。）を行った。
- (19) 実施機関は、本件請求17に対し、同日付け浦南第366号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定17」という。）を行った。
- (20) 実施機関は、本件請求18に対し、平成27年12月14日付け松南第437号で行政文書不開示決定（以下「本件決定18」という。）を行った。
- (21) 実施機関は、本件請求19に対し、同日付け流山第184号で行政文書不開示決定（以下「本件決定19」という。）を行った。
- (22) 実施機関は、本件請求20に対し、同日付け流山お第315号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定20」という。）を行った。
- (23) 実施機関は、本件請求21に対し、同日付け流山南第339号で行政文書不開

示決定（以下「本件決定２１」という。）を行った。

（２４）実施機関は、本件請求２２に対し、同日付け流山北第２３８号で行政文書不開示決定（以下「本件決定２２」という。）を行った。

（２５）実施機関は、本件請求２３に対し、平成２８年１月１４日付け市原第３４８号で行政文書不開示決定（以下「本件決定２３－１」という。）を行った。

（２６）実施機関は、本件請求２３に対し、同日付け桜が丘第３１０号で行政文書不開示決定（以下「本件決定２３－２」という。）を行った。

（２７）実施機関は、本件請求２３に対し、同日付け京葉第３１５号で行政文書不開示決定（以下「本件決定２３－３」という。）を行った。

（２８）実施機関は、本件請求２３に対し、同日付け市原緑第２２５号で行政文書不開示決定（以下「本件決定２３－４」という。）を行った。

（２９）実施機関は、本件請求２３に対し、同日付け姉崎第３０６号で行政文書不開示決定（以下「本件決定２３－５」という。）を行った。

（３０）実施機関は、本件請求２３に対し、同日付け八幡第３３８号で行政文書不開示決定（以下「本件決定２３－６」といい、同１から同２３－５までと併せて「本件各決定」という。）を行った。

５ 異議申立て

異議申立人は、本件各決定を不服として、下記のとおり異議申立てを行った。

（１）平成２８年１月１９日付けで行った本件決定１に対する異議申立て

（２）平成２７年１２月１８日付けで行った本件決定２に対する異議申立て

（３）同日付けで行った本件決定３－１に対する異議申立て

（４）同日付けで行った本件決定３－２に対する異議申立て

（５）同日付けで行った本件決定３－３に対する異議申立て

（６）平成２８年２月２日付けで行った本件決定４に対する異議申立て

（７）同日付けで行った本件決定５に対する異議申立て

（８）同日付けで行った本件決定６に対する異議申立て

（９）同日付けで行った本件決定７に対する異議申立て

（１０）同日付けで行った本件決定８に対する異議申立て

（１１）同日付けで行った本件決定９に対する異議申立て

- (1 2) 同日付けで行った本件決定 1 0 に対する異議申立て
- (1 3) 同日付けで行った本件決定 1 1 に対する異議申立て
- (1 4) 同日付けで行った本件決定 1 2 に対する異議申立て
- (1 5) 同日付けで行った本件決定 1 3 に対する異議申立て
- (1 6) 同日付けで行った本件決定 1 4 に対する異議申立て
- (1 7) 同日付けで行った本件決定 1 5 に対する異議申立て
- (1 8) 同日付けで行った本件決定 1 6 に対する異議申立て
- (1 9) 同日付けで行った本件決定 1 7 に対する異議申立て
- (2 0) 同日付けで行った本件決定 1 8 に対する異議申立て
- (2 1) 同日付けで行った本件決定 1 9 に対する異議申立て
- (2 2) 同日付けで行った本件決定 2 0 に対する異議申立て
- (2 3) 同日付けで行った本件決定 2 1 に対する異議申立て
- (2 4) 同日付けで行った本件決定 2 2 に対する異議申立て
- (2 5) 同月 5 日付けで行った本件決定 2 3 - 1 に対する異議申立て
- (2 6) 同日付けで行った本件決定 2 3 - 2 に対する異議申立て
- (2 7) 同日付けで行った本件決定 2 3 - 3 に対する異議申立て
- (2 8) 同日付けで行った本件決定 2 3 - 4 に対する異議申立て
- (2 9) 同日付けで行った本件決定 2 3 - 5 に対する異議申立て
- (3 0) 同日付けで行った本件決定 2 3 - 6 に対する異議申立て

6 審理手続の併合

実施機関は、審理の円滑かつ迅速な進行と手続経済の観点からとして、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号。以下「旧行審法」という。）第 4 8 条において準用する旧行審法第 3 6 条の規定により、平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日付け教総第 1 0 2 6 号 - 1 において、本件決定 1 から同 3 - 3 までに対する異議申立てに係る審理手続を、また、平成 2 8 年 2 月 8 日付け教総第 1 0 9 8 号 - 1 において、上記審理手続と本件決定 4 から同 2 3 - 6 までに対する異議申立てに係る審理手続をそれぞれ併合した。

第3 異議申立人の主張要旨

当審査会が上記第2の5に記載のある30件の各異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）に係る各異議申立書を見分したところ、本件決定1、本件決定2のうちの本件対象文書2-2に対する行政文書不開示決定、本件決定3-1から同3-3まで及び同18から同23-6までに対する異議申立ての内容（以下「異議内容1」という。）が同一であり、また、本件決定4から同17までに対する異議申立ての内容（以下「異議内容2」という。）が同一であったため、それぞれについて以下一括して記載する。

1 異議内容1について

(1) 異議申立ての趣旨

本件決定1、本件決定2のうちの本件対象文書2-2に対する行政文書不開示決定、本件決定3-1から同3-3まで及び同18から同23-6までの取消しを求める。

(2) 異議申立ての理由

ア 実施機関は、本件請求1から同3まで及び同18から同23までに対し、開示すべき対象情報である本件対象文書1-1、同1-2及び同2-2から同3-3-2まで及び同18から同23-6-2までについて、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第40条の規定により、条例第8条第1号に該当するという理由で不開示決定を行った。

イ 例えば、実施機関が主張する上記各文書は、以下に示すように、あらかじめその調査結果を、文科省並びに都道府県教育委員会等が公表することを前提に調査・作成されている。

「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」より引用。

4 集計方法

都道府県教育委員会等から提出された調査票に基づいて、文部科学省において集計する。

5 結果の公表の方法

(1) この調査の結果は、9月を目途に、文部科学省が公表する。

(2) 都道府県教育委員会等は、当該都道府県等についての調査の結果を文部科学省の公表後に公表することができる。

6 その他

本調査は、法に基づく一般統計調査である。

そして、実施機関が不開示とした上記調査結果は、2015年9月16日付けで既に公表されている。

(3) 実施機関は本県教育に関与する立場の者として、正常な判断、見識、社会的常識並びにその実務能力のどれを取ってみても著しく不適格であることは明瞭である。

すなわち、調査実施者である文科省が調査結果を公表すると言い、また、各都道府県教育委員会も公表することができるとしていることについて、独り公開できないと主張している。

(4) その他

ア 異議申立てに係る意見陳述の機会を速やかに設けること。その際、資料を添え、不開示の異常を正すべく陳述を行う。

イ 当異議申立てを容認しない場合は、不作為を行うことなく直ちに審査会に諮問を行うこと。

ウ 本異議申立ての審理を他と併合する場合は、その根拠ないし理由を明らかにすること。

2 異議内容2について

(1) 異議申立ての趣旨

本件決定4から同17までの取消しを求める。

(2) 異議申立ての理由

実施機関は本件請求4から同請求17に対し、条例第8条を適用し、不開示決定を行った。しかし、実施機関は、条例の解釈運用を誤っている。

その余の申立て理由は、意見陳述の際に資料を添えて更に詳細に主張する。

(3) その他

ア 速やかに意見陳述の機会を設けること。

イ 当異議申立てを容認しない場合は、不作為を行うことなく直ちに審査会に諮問を行うこと。

ウ 本異議申立ての審理を他と併合する場合は、その根拠ないし理由を明らかにすること。

3 意見書の要旨

(1) 実施機関が「不開示の理由」の根拠とする法第40条について

法第40条第1項は「統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と規定し、調査票情報等の目的外利用や提供を禁止している。

しかし、本件「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査票」の調査の目的を確認すれば、「本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていく」（「調査実施要項」文部科学省／調査の趣旨）ことにある。

そして、この目的遂行のため、「この調査の結果は、9月を目途に、文部科学省が公表する」、「都道府県教育委員会等は、当該都道府県等についての調査の結果を文部科学省の公表後に公表することができる」（「調査実施要項」文部科学省／結果の公表の方法）と、調査収集した情報を集約し公表することを周知している。

上記調査は、上記のとおり、最初から調査結果の公表を前提に実施されており、児童生徒の問題行動を未然に防止するため、広く社会にその実情を知らせ、改善のために広く国民の協力を得ることを目的としている（下記3（3））。文部科学省は平成25年度及び平成26年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果をインターネット等で遍く公表している。

よって、上記調査結果を公表し所与の開示を行うことは、法第40条第1項に言う「統計調査の目的以外の目的」に抵触するどころか、むしろ目的そのものと言うべきである。実施機関が行った不開示決定は、上記調査の目的を理解せず、法第40条について誤った解釈をしている。

よって、「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査票」を不開示とすることは違法である。

(2) 「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査票」の開示に関する他府県市町等の動向

実施機関が行った児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（以下

「問題行動調査」という。)に関する不開示の判断について、当該地の審査会は次のとおり答申を行っている。これらの答申は、開示不開示の判断において、いずれも法第40条に該当する個所とその余の個所を弁別し、それぞれの部分において、文部科学省が実施した問題行動調査の目的を踏まえ、開示不開示の判断をしていることが明らかである。しかし、千葉県の場合、実施機関はこのような検討や判断を全く行わず、全体を不開示としており、際立ってその不当が露呈している。

ア 大阪府は問題行動調査を学校に指示するに際して、事前に「本調査の回答内容は、児童生徒のプライバシーに関わる部分を除いて公表する場合があります」と、各学校の調査結果を公表することを通知している。

イ 東京都情報公開審査会は、問題行動調査のうち「自殺者集計表」「校種別及び男女の合計数」の開示を答申した。

ウ 尼崎市公文書公開等審査会は、小学校2校及び中学校2校から市教委に提出された問題行動調査における個票のうち、「学校名、各学校の記入者名及び学校の電話番号」について、「学校名を公開したとしても、特定の個人が識別されるおそれがないものと考え、本件公文書はその全部を公開しても差し支えないものと判断し」、開示を答申した。

エ 豊橋市情報公開・個人情報保護審査会は、学校が豊橋市教育委員会に提出した調査個票のうち、発生件数以外の部分の開示を答申した。

(3)「文部科学省平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査票」の開示の必要について

本県における児童生徒の教育環境は、全国の中でも群を抜いて劣悪である。その理由は、実施機関の能力や責任の無さに原因があることは明白である。深刻な本県の児童生徒の問題行動等の軽減並びにその解消のため、実施機関は自身の非力を補う方策として、より積極的に情報を開示し、県民の協力を仰ぐべきである。

現にいじめが発生し問題化した他都道府県では、上記第3の3(2)のとおり、当該校における児童生徒の動向や学校の対応を含め、それまでの経緯を広く公表し、保護者や地域の理解と協力を得て問題を克服しようと努力している。しかし、千葉県の場合、児童生徒の実態や学校の実情をひたすら隠し、県民の目から遠ざけようとしている。

かつて千葉県情報公開審査会は、全国に先駆けて千葉県公立高等学校の中途退学者数を公開する答申を行い、また、学校教職員の勤務評定書の開示をする答申を行ってきた。この結果、千葉県教育行政の目に余る歪みや不能が著しく改善された経緯があった。

児童生徒の問題行動への対処は、教育の専門集団として学校が責任を負うべきことである。不登校やいじめ、いじめによる自殺の問題も、その責任は学校が負うべきである。この意味で、各学校における問題行動調査結果の公開は、児童生徒を取り巻く教育環境改善のために喫緊の課題であり、問題行動調査の目的から逸脱する主張は、調査行為の意味を喪失させてしまう。実施機関が行った本件不開示決定と全国最悪ともいえる教育状況の関係はコインの両面、背中合わせと言うほかはない。

(4) 実施機関が主張する不開示理由、条例第8条2号適用の誤りについて

実施機関は「氏名」、「郵便番号」、「住所」及び「電話番号」を「個人に関する情報」及び「特定の個人を識別することができる情報」として、条例第8条2号を理由として部分開示にした。しかし、「郵便番号」は、当該所在地域を表示するにすぎず、この情報は「個人に関する情報」に該当しない。「個人に関する情報」ではないから、当然の帰結として「特定の個人を識別することができる」はずはなく、実施機関の主張は失当である。また、実施機関は「郵便番号」を明らかにすれば、どのような様態ないし蓋然をもって「特定の個人」が識別できるか、その具体を一切説明も立証もしていない。

実施機関が「おそれ」を不開示理由に挙げるならば、原則開示を定めた条例の下、当該「おそれ」が発生する蓋然ないしその具体を明確にしなければならないところ、一切明らかにせず、また、説明立証もしていない。よって、実施機関の判断は適法な根拠を欠いており違法である。

(5) まとめ

実施機関は本件各異議申立てを併合し、千葉県情報公開審査会に理由説明書を送付した。しかし、併合した各異議申立ては、不開示決定と部分開示決定が混在している。開示請求者は実施機関が行う決定について異議を申し立てるのであるから、実施機関が、本件各決定を併合し、その理由を説明することは条理に反しており不当である。このことについて、審査会が何ら注意喚起をせず、そのまま理由説明書

を受け入れたことについては疑義がある。上記第3の3（1）から同（4）の理由によって、本件各決定は不当であるから直ちに取り消されなければならない。当方の残余の主張については、審査会において口頭による意見陳述の機会を求めるとともに、その場においてなお詳細に明らかにする。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件各対象文書の内容について

（1）文部科学省平成25年度及び平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票（以下「本件調査票」という。）については、それぞれ文部科学省平成25年度及び平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（以下「本件調査」という。）実施要項（以下「本件要項」という。）により、文部科学省初等中等教育局児童生徒課（以下「文科省児童生徒課」という。）長から各都道府県教育委員会指導事務主管部課長である千葉県教育庁教育振興部指導課（以下「指導課」という。）長に調査の依頼があり、指導課長から各千葉県立高等学校長（以下「学校長」という。）に調査の依頼をし、この依頼を受けて学校長は指導課長に各千葉県立高等学校の本件調査票を提出し、指導課長は集計の上、文科省児童生徒課長に提出する。したがって、指導課長は、各千葉県立高等学校の本件調査票及び文科省児童生徒課長に提出した千葉県立高等学校を集計した本件調査票を保有している。下記第4の1（2）を除く本件各対象文書は、各千葉県立高等学校の本件調査票及び文科省児童生徒課長に提出した千葉県立高等学校を集計した本件調査票である。

（2）行政文書不開示決定通知書に係る起案文書については、実施機関が千葉県情報公開審査会に教総第959号－1で諮問し、異議申立人に教総第959号－2で諮問をした旨を通知した、本件調査票の全部を開示しないとした決定に係る起案文書であり、起案用紙、行政文書不開示決定通知書の案文、この通知書に係る行政文書開示請求書、行政文書不開示決定通知書の写し及び本件調査票で構成されている。

2 不開示の理由について

（1）条例第8条第1号該当性について

法第2条第5項の規定により、統計調査とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいうとされている。また、同条第11項の規定により、調査票情報とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいうとされている。さらに、法第40条第1項により、地方公共団体の長その他の執行機関（以下「行政機関の長等」という。）は、この法律又は当該地方公共団体の条例に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされている。一方、本件調査は本件要項6により、法に基づく一般統計調査とされている。また、法第2条第7項の規定により、一般統計調査は統計調査のうちの1つとされているものであり、本件調査は法第2条第5項に規定する統計調査である。

したがって、本件調査票は統計調査である本件調査によって集められた情報であり、文書、図画又は電磁的記録に記録されているものであることから、法第2条第11項に規定する調査票情報に該当するため、条例第8条第1号に該当し不開示とした。

(2) 条例第8条第2号該当性について

上記第4の1(2)の対象文書に記載された、実施機関が条例第8条第2号に該当するとして不開示とした部分は、異議申立人の氏名、郵便番号、住所及び電話番号であり、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第8条第2号に該当し不開示とした。

(3) 文部科学省平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票について

文部科学省平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票は、開示請求に係る行政文書を保有していないため（請求に係る行政文書を作成又は取得していない。）、不開示とした。

3 異議申立ての理由について

異議申立人は、「あらかじめその調査結果を、文科省並びに都道府県教育委員会等

が公表することを前提に調査・作成されている。」、「調査実施者である文科省が、調査結果を公表すると言い、また各都道府県教育委員会も公表することができる」としていることについて、独り公開できないと主張している。」としているが、次に掲げる（１）から（３）までの事項から、本件調査票と平成２６年１０月２６日付けで文科省児童生徒課が公表した「文部科学省平成２５年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」、平成２７年９月１６日付けで同課が公表した「文部科学省平成２６年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」及び同年１０月２７日付けで同課が公表した「文部科学省平成２６年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における「いじめ」に関する調査結果について」（以下「文部科学省公表資料」という。）並びに平成２６年１０月１６日付けで指導課生徒指導・いじめ対策室が公表した「文部科学省平成２５年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の概要」、平成２７年９月１５日付けで同室が公表した「文部科学省平成２６年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の概要」及び同年１０月２６日付けで同室が公表した「文部科学省平成２６年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における「いじめ」に関する調査結果の概要」（以下「千葉県公表資料」という。）とはそれぞれその内容等が異なり、この主張は採用できない。

- （１）本件調査票の提出を受け、取りまとめた指導課長等が集計した情報を下に、本件要項により文部科学省が公表するとされていること。
- （２）学校長から提出された本件調査票ではなく、学校長から提出された本件調査票を集計したものを、指導課長は文科省児童生徒課長に提出していること。
- （３）本件調査票、文部科学省公表資料及び千葉県公表資料を実施機関が確認したところ、本件調査票には各千葉県立高等学校の情報が記録されており、文部科学省公表資料には千葉県の国公立高等学校を集計した情報が記録されている場合があるが、各千葉県立高等学校だけの情報は記録されておらず、また、千葉県公表資料には全日制、定時制、通信制を集計した情報及び１年生から４年生までの各学年の男女別の内訳が記録されている場合があるが、各千葉県立高等学校だけの情報は記録されていない。したがって、本件調査票と文部科学省公表資料及び千葉県公表資料に記録されている情報は異なっていること。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各異議申立てに係る審理手続の併合について

当審査会が確認したところ、実施機関は別表1のとおり、本件各請求に対し本件各対象文書及び本件対象文書2-1について本件各決定を行った。

実施機関は、上記第2の6のとおり、旧行審法第48条において準用する旧行審法第36条の規定により、本件各異議申立てに係る審理手続を併合した。

異議申立人は、本件各決定には不開示決定及び部分開示決定が混在し、本件各決定について異議を申し立てているのであるから、実施機関が本件各異議申立てに係る審理手続を併合することは不当である旨主張する。

そこで、実施機関が本件各異議申立てに係る審理手続を併合したことについての妥当性を以下検討する。

旧行審法第36条は「審査庁は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。」と規定しており、「必要があると認めるとき」とは、手続を併合することによって、審理の公正性を損なうことなく、迅速性・効率性が得られると判断できる場合であり、数個の不服申立てが同一の事案又は相互に関連する事案についてなされている場合等を言うと解される。

この点、本件各異議申立ては、同一の者からの異議申立てであり、さらに、本件各決定のいずれにおいても、条例第8条第1号に該当するとして不開示とされた問題行動調査に係る文書が対象文書であることから、30件の異議申立てが相互に関連する事案についてなされていると認められる。

したがって、実施機関が本件各決定に対する本件各異議申立てに係る審理手続を併合したことは不当であるとは認められない。

2 本件決定2に対する異議申立ての対象について

(1) 本件決定2に係る対象文書の特定について

本件決定2は上記第2の4(2)のとおり、本件請求2に対して行われ、上記第2の3(2)のとおり、本件対象文書2-1及び同2-2を対象文書として特定

した。

実施機関は本件決定2において、上記第2の2（2）に記載のある本件請求2の請求内容のうちの①に係る文書として本件対象文書2-1を、同請求の請求内容のうちの②に係る文書として本件対象文書2-2をそれぞれ特定した。

（2）本件決定2に対する2件の異議申立てについて

異議申立人は、平成27年12月18日付けで本件決定2に対して異議申立てを2件行った。

当審査会が本件決定2に対する上記2件の異議申立書を見分したところ、1件の異議申立書（以下「異議申立書①」という。）では、本件請求2の請求内容のうちの①に対して行われた不開示決定に対して取消しを求めており、また、他方の1件の異議申立書では、本件請求2の請求内容のうちの②に対して行われた不開示決定に対して取消しを求めていることが認められた。

そして、当審査会では、異議申立書①に係る異議申立てについての実施機関からの諮問を、平成28年12月26日付けで諮問第732号として受け付けている。

したがって、本件決定2について、本件対象文書2-1に対する不開示決定の妥当性を諮問第732号において検討することとし、諮問第626号においては本件対象文書2-2に対する不開示決定の妥当性に限って検討する。

3 本件各対象文書の内容について

本件対象文書1-1及び同1-2（以下「各指導課調査票」という。）は、文科省児童生徒課が行った本件調査に対し、個々の公立学校により作成された各調査票を指導課が集計した結果が記載された調査票である。

本件対象文書2-2から同3-3-2まで及び同18から同23-6-2まで（以下「各学校調査票1」という。）は、文科省児童生徒課が行った本件調査に対し、15校の千葉県立高等学校が指導課からの調査の依頼を受けて学校ごとに作成した個々の調査票である。

また、当審査会が見分したところ、本件対象文書4から同17まで（以下「本件各起案文書」という。）は、実施機関が当審査会に平成27年12月28日付け教総第959号-1で諮問した、14校の千葉県立高等学校ごとの「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査調査票」（以下「平成26年度調査票」

という。)に対する行政文書不開示決定に係る当該各千葉県立高等学校の起案文書であり、それぞれ起案用紙、行政文書不開示決定通知書の案文、当該通知書に係る行政文書開示請求書、当該通知書の写し及び平成26年度調査票(本件各起案文書を構成する当該各千葉県立高等学校の平成26年度調査票の14校分を併せて、以下「各学校調査票2」という。)で構成されていることが認められた。

4 本件各対象文書の不開示部分について

実施機関は、本件調査について法が規定する一般統計調査であり、法第40条第1項の規定から、各指導課調査票、各学校調査票1及び同2の全ての部分は条例第8条第1号の法令秘情報に該当するとして、また、本件各起案文書を構成する行政文書不開示決定通知書の案文、当該通知書に係る行政文書開示請求書及び当該通知書の写しに記載のある異議申立人の氏名並びに当該通知書に係る行政文書開示請求書に記載のある異議申立人の郵便番号、住所及び電話番号は、異議申立人の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められ、条例第8条第2号に該当するとして、それぞれ不開示とした。

これに対し、異議申立人は、上記各情報を不開示としたことは違法であり、本件各決定の取消しを求めると主張している。

そこで、不開示部分ごとに実施機関が行った本件各決定の妥当性について、以下検討する。

(1) 法第2条第11項の規定による調査票情報の条例第8条第1号該当性について

条例第8条第1号の規定により、法令及び条例の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができない情報については不開示すると定められている。

ところで、法第2条第5項の規定により、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を「統計調査」といい、同条第6項及び第7項の規定により、統計調査は、「基幹統計調査」と「一般統計調査」の2種類であり、また、同条第11項の規定により、「調査票情報」とは統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記録されているものをいうと定められている。

さらに、法第40条第1項の規定により、行政機関の長等は、この法律又は当該地方公共団体の条例に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされており、同項の規定による「統計調査の目的」とは、統計調査を実施するに当たり、あらかじめ作成が予定されている範囲の統計を作成することを意味すると解される。

また、同条の趣旨は、調査票情報が行政機関の長等によりその行った統計調査の目的以外の目的のために利用又は提供されないことで被調査者と調査実施者との間の信頼関係を維持し、統計調査の真実性を確保することにあると解される。

そうすると、実施機関が情報公開請求に対し、調査票情報を対象文書として開示請求者に開示することは、予定されている範囲の統計を作成する目的以外の利用又は提供にはかならず、目的以外の利用又は提供を可能とする特別の定めにも該当しないと判断されることから、法により禁じられているものと解される。

したがって、法第2条第11項の規定による調査票情報は、法令等の趣旨及び目的からみて明らかに公にすることができない情報に当たるため、条例第8条第1号に該当する。

(2) 各指導課調査票について

当審査会が確認したところ、本件調査は法に基づく一般統計調査であり、また、文科省児童生徒課が本件調査の実施を依頼するために指導課へ送付した平成26年2月28日付け26初児生第51号の「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について（依頼）」（以下「平成25年度依頼文書」という。）及び平成27年2月24日付け26初児生第50号の「平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について（依頼）」（以下「平成26年度依頼文書」という。）を見分したところ、当該各文書中の各実施要項において、調査区分ごとに調査範囲が別表2のとおり記載されており、調査区分ごとに被調査者が定められていることが認められた。

各指導課調査票のうち、本件対象文書1-2は、平成26年度における調査Ⅰから調査Ⅷについての1回目の調査に係る集計表（以下「平成26年度1回目集計表」と

いう。)及び平成26年度における調査Ⅱの再調査に係る集計表(以下「平成26年度いじめ再調査集計表」という。)から構成されている。

そして、平成26年度いじめ再調査集計表は、平成26年度1回目集計表と同様の調査票の様式であって、平成26年度における調査Ⅱの再調査では、調査Ⅰ及び同Ⅲから同Ⅷの各調査区分を構成する各調査項目について被調査者に対して再度の記入が求められていなかったため、当該各調査項目は「0」との記載又は空欄である。

また、当審査会が本件調査の調査Ⅰから調査Ⅷの各調査区分を各指導課調査票において見分したところ、当該各調査区分はそれぞれが複数の調査項目から構成されており、別表3のとおり整理される。

さらに、当審査会が上記各実施要項において実施機関が被調査者として定められている調査Ⅱ、同Ⅲ及び同Ⅷの各調査区分を各指導課調査票において見分したところ、実施機関が被調査者として定められている調査項目は別表4のとおり整理される。

ア 条例第8条第1号該当性について

(ア) 実施機関以外が被調査者とされている調査区分及び調査項目について

別表2のとおり、本件調査の調査Ⅰ及び同Ⅳから同Ⅶの各調査区分並びに別表4に掲げる調査項目を除いた調査Ⅱ、同Ⅲ及び同Ⅷの各調査区分中における調査項目(以下「本件各調査部分」という。)では、調査実施者が文部科学省及び実施機関であり、被調査者が個々の学校又は市区町村教育委員会であると認められる。

ところで、法第2条第11項の規定による調査票情報とは、同条第5項の規定による統計調査の実施により被調査者が報告した個々の情報を意味し、調査結果として集計された統計は同条第11項の規定による調査票情報に該当しないと解される。

そうすると、上記のとおり、本件各調査部分では、調査実施者が文部科学省及び実施機関であり、被調査者が個々の学校又は市区町村教育委員会であると認められ、また、各指導課調査票中の本件各調査部分に記載のある情報(以下「本件集計情報」という。)は、被調査者である個々の公立学校又は市町村教育委員会により作成された本件調査の各調査票を実施機関が調査実施者として

集計したものであると認められることから、本件集計情報は、法第2条第5項の規定による統計調査の実施により被調査者が報告した個々の情報が調査結果として集計された統計であると認められるため、同条第11項の規定による調査票情報に該当しない。

したがって、本件集計情報は、その行った統計調査の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することについて法第40条第1項の規定により禁じられている調査票情報に該当しないと認められるため、条例第8条第1号に該当しない。

(イ) 実施機関が被調査者とされている調査項目について

別表4のとおり、同表に掲げる調査Ⅱ、同Ⅲ及び同Ⅷの各調査区分中の調査項目（以下「本件実施機関被調査項目」という。）では、調査実施者が文部科学省であり、被調査者が実施機関であると認められる。

a 調査Ⅱ及び同Ⅲにおける本件実施機関被調査項目について

当審査会が調査Ⅱ及び同Ⅲにおける本件実施機関被調査項目を見分したところ、以下のことが認められた。

(a) 調査Ⅱを構成する調査項目である「11(2) いじめ防止対策推進法第12条に規定する『地方いじめ防止基本方針』を策定した自治体数（都道府県・市町村教育委員会のみ回答）」中の都道府県教育委員会の回答部分では、実施機関による上記基本方針の策定の進捗状況についての回答が求められていること。

(b) 調査Ⅱを構成する調査項目である「11(3) いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する『いじめ問題対策連絡協議会』を設置した自治体数（都道府県・市町村教育委員会のみ回答）」中の都道府県教育委員会の回答部分では、実施機関による上記協議会の設置の形態及び設置の進捗状況についての回答が求められていること。

(c) 調査Ⅱを構成する調査項目である「11(4) いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により、『重大事態』の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数（都道府県・市町村教育委員会の

み回答)」中の都道府県教育委員会の回答部分では、実施機関による上記機関の設置の進捗状況についての回答が求められていること。

(d) 調査Ⅲを構成する調査項目である「8. 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する『教育支援センター（適応指導教室）』の状況【教育委員会のみ回答】」中の都道府県教育委員会の回答部分では、実施機関が設置する教育支援センター（適応指導教室）の設置数並びに教育支援センター（適応指導教室）の常勤指導員数、非常勤指導員数及び指導員数の合計についての回答が求められていること。

(e) 上記（a）から（d）に掲げる都道府県教育委員会の回答部分では、実施機関による回答のみが記載されること。

ところで、法第2条第5項第1号の規定により、行政機関等がその内部において行う調査は同項の規定による統計調査から除かれている。

そうすると、上記（a）から（d）に掲げる都道府県教育委員会の回答部分は、実施機関がその内部において行った調査に基づいて回答するものと認められることから、実施機関にとっては同号の規定による統計調査から除かれるため、各指導課調査票中の本件実施機関被調査項目に記載のある情報（以下「本件実施機関回答情報」という。）のうち、調査Ⅱ及び同Ⅲにおける本件実施機関回答情報は、同条第11項の規定による調査票情報に該当しない。

したがって、上記情報は、実施機関にとっては、その行った統計調査の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することについて法第40条第1項の規定により禁じられている調査票情報に該当しないと認められるため、条例第8条第1号に該当しない。

b 調査Ⅷにおける本件実施機関被調査項目について

当審査会が実施機関に調査Ⅷにおける本件実施機関被調査項目について説明を求めたところ、以下のことが確認された。

(a) 「1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会（学校教育所管部局）が所管する教育相談を行っている機関等の状況（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）」中の都道府県教育委員会の回答部分では、実施

機関及び千葉市教育委員会において教育相談を行っている機関数、教育相談員数及び教育相談件数について回答が求められていること。

(b) 「3. 来所相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数(指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要)」中の都道府県教育委員会の回答部分では、小学生、中学生、高校生及びその他ごとに、実施機関及び千葉市教育委員会における教育センター・研究所での来所教育相談件数、教育相談所・相談室での来所教育相談件数、来所教育相談総件数、いじめに関する教育相談件数及び不登校に関する教育相談件数について回答が求められていること。

(c) 「4. 電話相談・訪問相談・巡回相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数(指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要)」中の都道府県教育委員会の回答部分では、小学生、中学生、高校生及びその他ごとに、実施機関及び千葉市教育委員会における電話相談、訪問相談及び巡回相談ごとの教育相談件数、いじめに関する相談件数及び不登校に関する相談件数について回答が求められていること。

(d) 上記 b (a) から (c) に掲げる都道府県教育委員会の回答部分では、実施機関及び千葉市教育委員会による個々の回答を集計した情報が記載されること。

ところで、法第2条第11項の規定による調査票情報とは、同条第5項の規定による統計調査の実施により被調査者が報告した個々の情報を意味し、調査結果として集計された統計は同条第11項の規定による調査票情報に該当しないと解される。

そうすると、上記ア(ア)と同様に、各指導課調査票中の本件実施機関回答情報のうち、調査Ⅷにおける本件実施機関回答情報は、同条第11項の規定による調査票情報に該当しない。

したがって、上記情報は、その行った統計調査の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することについて法第40条第1項の規定により禁じられている調査票情報に該当しないと認められるため、条例第8条第1号に該当しない。

(ウ) 各指導課調査票中の本件集計情報及び本件実施機関回答情報以外の不開示部分について

当審査会が上記不開示部分を見分したところ、各調査区分の名称、各調査項目の名称、各調査項目に対する回答を記入する各欄から構成される各表の様式部分、各調査項目に対する回答を記入する際の注意事項及び回答の具体例並びに都道府県番号欄、都道府県（市区町村）名欄、設置区分欄、学校名欄、国立大学法人名欄、記入者名欄、所属課名欄、電話番号欄及びe-mail欄の各欄から構成される表（以下「記入者表」という。）が記載されていることが認められた。

上記情報は、本件集計情報及び本件実施機関回答情報が条例第8条第1号に該当せず、また、本件調査により集められた情報と認められないことから、その行った統計調査の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することについて法第40条第1項の規定により禁じられている調査票情報に該当しないと認められるため、条例第8条第1号に該当しない。

イ 条例第8条第1号を除く不開示情報該当性について

各指導課調査票は、上記第5の4（2）アのとおり条例第8条第1号に該当しないところ、実施機関からの主張はないが、当審査会の職権により、各指導課調査票の同条第2号から同条第6号の該当性について、以下検討する。

(ア) 本件集計情報中の調査VIを構成する「1. 自殺の状況」及び「2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況」の各調査項目にある情報について

別表2のとおり、調査VIは小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況についての調査区分であり、「1. 自殺の状況」及び「2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況」の各調査項目から構成される。

当審査会が「1. 自殺の状況」を見分したところ、当該調査項目には、千葉県内の公立小学校における1年から6年までの学年ごとの男女別の自殺者数及び1年から6年までの学年ごとの男女合計の自殺者数並びに千葉県内の公立中学校における1年から3年までの学年ごとの男女別の自殺者数及び1年から3年までの学年ごとの男女合計の自殺者数並びに千葉県内の公立高等学校における1年から4年までの学年ごとの男女別の自殺者数及び1年から4

年までの学年ごとの男女合計の自殺者数が記載された表（以下「自殺者数集計表」という。）が記載されていることが認められた。

また、当審査会が「2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況」を見分したところ、当該調査項目には、公立小学校、公立中学校及び公立高等学校の校種ごとの男女別の自殺者数及び男女合計の自殺者数並びに自殺した児童及び生徒が置かれていた状況別の公立小学校、公立中学校及び公立高等学校の校種ごとの男女別の自殺者数及び男女合計の自殺者数が記載された表（以下「自殺者数状況別集計表」という。）が記載されていることが認められた。

a 自殺者数集計表について

自殺者数集計表に記載のある情報は、「1. 自殺の状況」に対する千葉県内の公立学校による個々の回答を集計したものと認められるため、公立学校の児童及び生徒の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、条例第8条第2号本文に該当しない。

また、上記情報は、「1. 自殺の状況」に対する千葉県内の公立学校による個々の回答を集計したものであって、公立学校による個々の回答が明らかにならないことから、開示することにより文部科学省及び実施機関と公立学校との間の信頼関係が損なわれ、今後の統計調査への協力を得ることが困難になり、国及び実施機関の統計調査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められないため、条例第8条第6号に該当せず、さらに、同条第3号から第5号のいずれにも該当しないと認められるため、開示すべきである。

b 自殺者数状況別集計表

(a) 公立小学校、公立中学校及び公立高等学校の校種ごとの男女別の自殺者数及び男女合計の自殺者数について

上記情報は、「2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況」に対する千葉県内の公立学校による個々の回答を集計したものと認められるため、上記第5の4(2)イ(ア)aと同様に、公立学校の児童及び生徒の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められ

ず、また、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、条例第8条第2号本文に該当しない。

また、上記情報は、「2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況」に対する千葉県内の公立学校による個々の回答を集計したものであって、個々の公立学校による回答が明らかにならないことから、上記第5の4(2)イ(ア) aと同様に、開示することにより文部科学省及び実施機関と公立学校との間の信頼関係が損なわれ、今後の統計調査への協力を得ることが困難になり、国及び実施機関の統計調査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められないため、条例第8条第6号に該当せず、さらに、同条第3号から第5号のいずれにも該当しないと認められるため、開示すべきである。

- (b) 自殺した児童及び生徒が置かれていた状況別の公立小学校、公立中学校及び公立高等学校の校種ごとの男女別の自殺者数及び男女合計の自殺者数について

上記情報は、「2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況」に対する千葉県内の公立学校による個々の回答を集計したものと認められるため、上記第5の4(2)イ(ア) aと同様に、公立学校の児童及び生徒の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものと認められないため、条例第8条第2号本文前段に該当しない。

しかしながら、児童及び生徒の自殺者数が極めて限られていることから、上記情報を開示すると、自殺した児童及び生徒が所属していた学校の関係者からは、自殺した児童及び生徒が置かれていた状況が明らかになり、当該情報は、通常他人に知られたくない、個人の機微に関する情報であって、公にすることにより、自殺した当該児童及び生徒並びに当該児童及び生徒の近親者の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

一方で、平成26年度いじめ再調査集計表において、自殺した児童及び生徒が置かれていた状況別の公立小学校、公立中学校及び公立高等学校の校種ごとの男女別の自殺者数及び男女合計の自殺者数について、被調査者である公立学校に対して再度の記入が求められていなかったため、「0」との記載又は空欄であることから、当該情報は条例第8条第2号から同条第6号のいずれにも該当しないと認められるため、開示すべきである。

(イ) 調査Ⅵを構成する「1. 自殺の状況」及び「2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況」の各調査項目にある情報以外の本件集計情報について

上記情報は、本件調査に対する千葉県内の公立学校又は市町村教育委員会による個々の回答を集計したものと認められるため、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、条例第8条第2号本文に該当しない。

また、上記情報は、本件調査に対する千葉県内の公立学校又は市町村教育委員会による個々の回答を集計したものであって、個々の公立学校又は市町村教育委員会による回答が明らかにならないことから、上記(ア) aと同様に、開示することにより文部科学省及び実施機関と公立学校又は市町村教育委員会との間の信頼関係が損なわれ、今後の統計調査への協力を得ることが困難になり、国及び実施機関の統計調査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められないため、条例第8条第6号に該当せず、さらに、同条第3号から第5号のいずれにも該当しないと認められるため、開示すべきである。

(ウ) 本件実施機関回答情報について

a 調査Ⅱ及び同Ⅲにおける本件実施機関回答情報について

上記ア(イ) aのとおり、調査Ⅱにおける本件実施機関回答情報は、実施機関における地方いじめ防止基本方針の策定並びにいじめ問題対策連絡協議会及び「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関の設置に係る一般的な進捗状況等について記載されたものであり、また、調査Ⅲにおける本件実施機関回答情報は、実施機関が設置する教育支援センター(適応指導教室)の設置及び指導員数等に係る一般的な状況等について記載されたものである

ことから、条例第8条第2号から同条第6号のいずれにも該当しないと認められるため、開示すべきである。

b 調査Ⅷにおける本件実施機関回答情報について

上記情報は、上記ア（イ）bのとおり、実施機関及び千葉市教育委員会における教育相談を行う機関及び教育相談件数等に係る一般的な状況等について記載されたものであることから、条例第8条第2号から同条第6号のいずれにも該当しないと認められるため、開示すべきである。

(エ) 各指導課調査票中の本件集計情報及び本件実施機関回答情報以外の不開示部分について

a 各調査区分の名称、各調査項目の名称、各調査項目に対する回答を記入する各欄から構成される各表の様式部分、各調査項目に対する回答を記入する際の注意事項、回答の具体例及び記入者表の様式部分について

上記情報は、本件調査に係る調査票の定型的な記載がされているのみであることから、条例第8条第2号から第6号のいずれにも該当しないと認められるため、開示すべきである。

b 記入者表の記載内容について

当審査会が各指導課調査票を見分したところ、記入者表は、各調査区分にそれぞれ記載されていることが認められた。

(a) 都道府県番号欄、都道府県（市区町村）名欄及び設置区分欄について

当審査会が各調査区分に記載のある記入者表を見分したところ、都道府県番号欄、都道府県（市区町村）名欄及び設置区分欄には、都道府県番号、都道府県名及び教育委員会の設置区分の番号がそれぞれ記載されているもの及び空欄のものがあることが認められた。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号から第6号のいずれにも該当しないと認められるため、開示すべきである。

(b) 学校名欄について

当審査会が各調査区分に記載のある記入者表を見分したところ、学校名欄には、「千葉県教育庁」と記載されているもの、空欄のもの及び「0」と記載されているものがあることが認められた。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号から第6号のいずれにも該当しないと認められるため、開示すべきである。

(c) 国立大学法人名欄について

当審査会が各調査区分に記載のある記入者表を見分したところ、国立大学法人名欄は空欄であることが認められた。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号から第6号のいずれにも該当しないと認められるため、開示すべきである。

(d) 記入者名欄、所属課名欄及び電話番号欄について

当審査会が各調査区分に記載のある記入者表を見分したところ、上記各欄には、各指導課調査票を作成した実施機関の職員の氏名、所属課名及び所属課の電話番号がそれぞれ記載されているもの及び空欄のものがあることが認められた。

実施機関の職員の氏名、所属課名及び所属課の電話番号は、当該職員の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

しかしながら、上記情報は、本件調査に係る調査票を作成することに係る情報であることから、当該職員の職務の遂行に係る情報といえるため、同号ただし書ハに該当し、開示すべきである。

また、上記各欄において空欄のものは、条例第8条第2号から第6号のいずれにも該当しないと認められるため、開示すべきである。

(e) e-mail欄について

当審査会が各調査区分に記載のある記入者表を見分したところ、e-mail欄には、各指導課調査票を作成した実施機関の職員が実施機関から付与されたメールアドレスが記載されているもの及び空欄のものがあることが認められた。

当該メールアドレスは、通常、一定の関係者との間で業務上利用されるものであり、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されたり、業務に関係のないメールが大量に送信され、業務に支障が生じるなど、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第6号柱書に該当するため、不開示とすることが妥当である。

一方で、上記欄において空欄のものは、条例第8条第2号から第6号のいずれにも該当しないと認められるため、開示すべきである。

(3) 各学校調査票1及び同2について

当審査会が確認したところ、各学校調査票1及び同2は、実施機関によって実施された一般統計調査である本件調査に対し個々の千葉県立高等学校が被調査者として作成し、実施機関に報告した情報であることから、法第2条第11項の規定による調査票情報に該当すると認められる。

また、上記第5の4(1)のとおり、実施機関が情報公開請求に対し、法第2条第11項の規定による調査票情報を対象文書として開示請求者に開示することは、予定されている範囲の統計を作成する目的以外の利用又は提供にほかならず、目的以外の利用又は提供を可能とする特別の定めにも該当しないと判断されることから、法により禁じられているものと解され、調査票情報は法令等の趣旨及び目的からみて明らかに公にすることができない情報に当たるため、条例第8条第1号に該当する。

なお、異議申立人は、本件調査結果はあらかじめ公表することを前提に調査・作成されているため各学校調査票1及び同2は公開できる旨主張するが、文部科学省及び実施機関が公表している情報は、本件調査に係る調査票を集計した結果を公表しているものであり、各学校調査票1及び同2を含め、個々の千葉県立高等学校が作成した調査票の情報とは異なるものである。

したがって、各学校調査票1及び同2は条例第8条第1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 本件各起案文書中にある不開示部分について

本件各起案文書を構成する行政文書不開示決定通知書の案文、当該通知書に係る行政文書開示請求書及び当該通知書の写しに記載のある異議申立人の氏名並びに当該通知書に係る行政文書開示請求書に記載のある異議申立人の郵便番号、住所及び電話番号は、異議申立人の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

5 本件決定1、同3-1から同3-3まで及び同18から同22までにおける行政文書の不保有による行政文書不開示決定について

実施機関は、本件決定1において、指導課が「文部科学省平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って文部科学省に発出した情報を保有していないとして、また、同3-1から同3-3まで及び同18から同22までにおいて、各千葉県立高等学校が「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より收受した情報並びに発出した情報（文部科学省平成27年度）（当該各情報を併せて以下「平成27年度調査情報」という。）を保有していないとして、それぞれ行政文書不開示決定を行った。

当審査会が実施機関に説明を求めたところ、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」は文科省児童生徒課からの依頼により実施されるが、「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下「平成27年度調査」という。）の実施については、本件決定1に対応する本件請求1が行われた平成27年11月10日時点並びに本件決定3-1から同3-3までに対応する本件請求3及び本件決定18から同22までに対応する本件請求18から同22が行われた平成27年11月11日時点では、文科省児童生徒課からの依頼がなかったため、指導課及び各千葉県立高等学校は平成27年度調査情報に係る行政文書を作成、收受及び発出していないとのことであり、当審査会の事務局職員をして調査させたところ、文科省児童生徒課から指導課に対して送付された平成27年度調査の実施についての依頼に係る文書である「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について（依頼）」は、平成28年5月10日付けであることが確認された。

そうすると、指導課及び各千葉県立高等学校は平成28年5月10日以降において平成27年度調査情報に係る行政文書を作成、收受及び発出し得ると考えられ、実施機関の上記説明に不自然・不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が上記各請求時点において平成27年度調査情報に係る行政文書を保有していないとして不開示としたことは妥当である。

6 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

7 結論

よって、実施機関が、本件決定1で特定した対象文書において不開示とした情報のうち、別表5の不開示とすることが妥当である情報欄に記載した情報以外の部分は開示すべきである。

また、実施機関が行った本件決定1のうち対象文書の不保有を理由とした行政文書不開示決定、本件決定2において特定された対象文書のうち本件対象文書2-2に対する行政文書不開示決定及び本件決定3-1から同23-6の各決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年5月12日	諮問書の受理
平成30年8月6日	実施機関の理由説明書の受理
平成30年10月9日	異議申立人の意見書の受理
令和元年 5月27日	審議
令和元年 6月24日	審議
令和元年 7月29日	審議
令和元年 9月30日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)

別表1 実施機関が本件各決定において特定した対象文書

本件各請求	担当課(所)	本件各決定	対象文書
本件請求1	千葉県教育庁 教育振興部指導課	本件決定1	本件対象文書1-1
			本件対象文書1-2
			「千葉県教育庁指導課が『文部科学省平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票』に係って文部科学省に発出した情報」に係る行政文書については不保有
本件請求2	千葉県立 千葉商業高等学校	本件決定2	本件対象文書2-1
			本件対象文書2-2
本件請求3	千葉県立 八千代高等学校	本件決定3-1	本件対象文書3-1-1
			本件対象文書3-1-2
			「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より收受した情報並びに発出した情報（文部科学省平成27年度）に係る行政文書については不保有
	千葉県立 八千代東高等学校	本件決定3-2	本件対象文書3-2-1
			本件対象文書3-2-2
			「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より收受した情報並びに発出した情報（文部科学省平成27年度）に係る行政文書については不保有
	千葉県立 八千代西高等学校	本件決定3-3	本件対象文書3-3-1
			本件対象文書3-3-2
			「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より收受した情報並びに発出した情報（文部科学省平成27年度）に係る行政文書については不保有

本件各請求	担当課(所)	本件各決定	対象文書
本件請求 4	千葉県立 船橋高等学校	本件決定 4	本件対象文書 4
本件請求 5	千葉県立 薬田台高等学校	本件決定 5	本件対象文書 5
本件請求 6	千葉県立 船橋東高等学校	本件決定 6	本件対象文書 6
本件請求 7	千葉県立 船橋啓明高等学校	本件決定 7	本件対象文書 7
本件請求 8	千葉県立 船橋芝山高等学校	本件決定 8	本件対象文書 8
本件請求 9	千葉県立 船橋二和高等学校	本件決定 9	本件対象文書 9
本件請求 1 0	千葉県立 船橋古和釜高等学校	本件決定 1 0	本件対象文書 1 0
本件請求 1 1	千葉県立 船橋法典高等学校	本件決定 1 1	本件対象文書 1 1
本件請求 1 2	千葉県立 船橋豊富高等学校	本件決定 1 2	本件対象文書 1 2
本件請求 1 3	千葉県立 船橋北高等学校	本件決定 1 3	本件対象文書 1 3
本件請求 1 4	千葉県立 鎌ヶ谷高等学校	本件決定 1 4	本件対象文書 1 4
本件請求 1 5	千葉県立 鎌ヶ谷西高等学校	本件決定 1 5	本件対象文書 1 5
本件請求 1 6	千葉県立 浦安高等学校	本件決定 1 6	本件対象文書 1 6
本件請求 1 7	千葉県立 浦安南高等学校	本件決定 1 7	本件対象文書 1 7

本件各請求	担当課(所)	本件各決定	対象文書
本件請求 18	千葉県立 松戸南高等学校	本件決定 18	本件対象文書 18
			「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より收受した情報並びに発出した情報（文部科学省平成27年度）に係る行政文書については不保有
本件請求 19	千葉県立 流山高等学校	本件決定 19	本件対象文書 19-1
			本件対象文書 19-2
			「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より收受した情報並びに発出した情報（文部科学省平成27年度）に係る行政文書については不保有
本件請求 20	千葉県立 流山おおたかの森 高等学校	本件決定 20	本件対象文書 20-1
			本件対象文書 20-2
			「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より收受した情報並びに発出した情報（文部科学省平成27年度）に係る行政文書については不保有
本件請求 21	千葉県立 流山南高等学校	本件決定 21	本件対象文書 21-1
			本件対象文書 21-2
			「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より收受した情報並びに発出した情報（文部科学省平成27年度）に係る行政文書については不保有

本件各請求	担当課(所)	本件各決定	対象文書
本件請求 2 2	千葉県立 流山北高等学校	本件決定 2 2	本件対象文書 2 2 - 1
			本件対象文書 2 2 - 2
			「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査統計票」に係って千葉県教育庁より収受した情報並びに発出した情報（文部科学省平成 2 7 年度）に係る行政文書については不保有
本件請求 2 3	千葉県立 市原高等学校	本件決定 2 3 - 1	本件対象文書 2 3 - 1 - 1
			本件対象文書 2 3 - 1 - 2
	千葉県立 鶴舞桜が丘高等学校	本件決定 2 3 - 2	本件対象文書 2 3 - 2 - 1
			本件対象文書 2 3 - 2 - 2
	千葉県立 京葉高等学校	本件決定 2 3 - 3	本件対象文書 2 3 - 3 - 1
			本件対象文書 2 3 - 3 - 2
	千葉県立 市原緑高等学校	本件決定 2 3 - 4	本件対象文書 2 3 - 4 - 1
			本件対象文書 2 3 - 4 - 2
	千葉県立 姉崎高等学校	本件決定 2 3 - 5	本件対象文書 2 3 - 5 - 1
			本件対象文書 2 3 - 5 - 2
	千葉県立 市原八幡高等学校	本件決定 2 3 - 6	本件対象文書 2 3 - 6 - 1
			本件対象文書 2 3 - 6 - 2

別表2 平成25年度依頼文書及び平成26年度依頼文書中の実施要項に記載のある調査区分ごとの調査範囲

調査区分	調査名称	調査範囲
調査Ⅰ	平成25年度（平成26年度）における小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	国公立小学校 国公立中学校 国公立高等学校（本科のみ、通信制も含む） 国公立中等教育学校 ※平成26年度依頼文書中の実施要項は「本科のみ、通信制も含む」との記載がある。 （特区制度により株式会社等が設置する小・中・高等学校、通信制も含む。）
調査Ⅱ	平成25年度（平成26年度）における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	国公立小学校 国公立中学校 国公立高等学校（本科のみ、通信制も含む） 国公立特別支援学校（小学部、中学部及び高等部本科） 国公立中等教育学校 ※平成26年度依頼文書中の実施要項は「本科のみ、通信制も含む」との記載がある。 （特区制度により株式会社等が設置する小・中・高等学校、通信制も含む。） 都道府県教育委員会、市区町村教育委員会
調査Ⅲ	平成25年度（平成26年度）における小学校及び中学校における不登校の状況等	国公立小学校 国公立中学校 国公立中等教育学校（前期課程） （特区制度により株式会社等が設置する小・中学校を含む。） 都道府県教育委員会、市区町村教育委員会
調査Ⅳ	平成25年度（平成26年度）における高等学校における長期欠席の状況等	国公立高等学校（本科のみ） 国公立中等教育学校（後期課程）（本科のみ） （特区制度により株式会社等が設置する高等学校を含む。）
調査Ⅴ	平成25年度（平成26年度）における高等学校における中途退学者数等の状況等	国公立高等学校（本科のみ、通信制も含む） 国公立中等教育学校（後期課程）（本科のみ、通信制も含む。） （特区制度により株式会社等が設置する高等学校、通信制も含む。）
調査Ⅵ	平成25年度（平成26年度）における小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	国公立小学校 国公立中学校 国公立高等学校（本科のみ、通信制も含む。） 国公立中等教育学校（本科のみ、通信制も含む。） （特区制度により株式会社等が設置する小・中・高等学校、通信制も含む。）
調査Ⅶ	平成25年度（平成26年度）における出席停止の措置の状況	市区町村教育委員会
調査Ⅷ	平成25年度（平成26年度）における教育相談の状況	都道府県教育委員会、市区町村教育委員会

別表3 本件調査における調査区分ごとの調査項目

調査区分	調査名称	調査項目
調査Ⅰ	平成25年度(平成26年度)における小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1. 暴力行為の発生学校数等 2. 対教師暴力の状況 3. 生徒間暴力の状況 4. 対人暴力の状況 5. 器物損壊の状況 6. 学年・男女別加害児童生徒数 7. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数 8. 加害児童生徒に対する関係機関の措置別人数 9. 加害児童生徒に対する学校の対応
調査Ⅱ	平成25年度(平成26年度)における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	<ol style="list-style-type: none"> 1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数 2. 警察に相談・通報した件数 3. いじめの現在の状況 4. いじめの認知件数の学年別、男女別内訳 5. いじめの発見のきっかけ 6. いじめられた児童生徒の相談の状況 7. いじめの態様 8. いじめの対応状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) いじめる児童生徒への対応 (2) いじめる児童生徒に対する関係機関の措置別人数 (3) いじめられた児童生徒への対応 9. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 10. いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について 11. いじめ防止対策推進法に関して <ol style="list-style-type: none"> (1) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数 (2) いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数(都道府県・市町村教育委員会のみ回答) (3) いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数(都道府県・市町村教育委員会のみ回答) (4) いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により、「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数(都道府県・市町村教育委員会のみ回答)

調査区分	調査名称	調査項目
調査Ⅱ	平成25年度(平成26年度)における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	12. いじめの問題により就学校の指定変更等を行った市町村数及び児童生徒数(教育委員会のみ回答)
調査Ⅲ	平成25年度(平成26年度)における小学校及び中学校における不登校の状況等	1. 不登校児童生徒の在籍学校数 2. 不登校児童生徒数及び学年別内訳 3. 不登校になったきっかけと考えられる状況 4. 不登校児童生徒への指導結果状況 5. 4の「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置 6. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等 7. 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数 8. 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する「教育支援センター(適応指導教室)」の状況【教育委員会のみ回答】
調査Ⅳ	平成25年度(平成26年度)における高等学校における長期欠席の状況等	1. 長期欠席者の状況 2. 不登校生徒の在籍学校数 3. 不登校になったきっかけと考えられる状況 4. 不登校生徒への指導結果状況 5. 4の「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」に特に効果のあった学校の措置 6. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等
調査Ⅴ	平成25年度(平成26年度)における高等学校における中途退学者数等の状況	1. 退学者数 2. 懲戒による退学者数 3. 原級留置者数 4. 以前に高等学校を退学し、再入学した者の数 5. 以前に高等学校を退学し、編入学した者の数
調査Ⅵ	平成25年度(平成26年度)における小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	1. 自殺の状況 2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況
調査Ⅶ	平成25年度(平成26年度)における出席停止の措置の状況(教育委員会のみ回答)	1. 出席停止の措置が採られた小・中学校数及び市町村教育委員会数 2. 出席停止の学年・男女別件数等 3. 出席停止の期間別件数 4. 出席停止の理由別件数

調査区分	調査名称	調査項目
調査Ⅷ	平成25年度（平成26年度）における教育相談の状況（教育委員会のみ回答）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会（学校教育所管部局）が所管する教育相談を行っている機関等の状況（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要） 2. 市町村の教育委員会が所管する教育相談を行っている機関の状況（指定都市教育委員会においては記入不要） 3. 来所相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要） 4. 電話相談・訪問相談・巡回相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）

別表4 本件調査において実施機関が被調査者として定められている調査項目

調査区分	調査名称	調査項目
調査Ⅱ	平成25年度（平成26年度）における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	「11（2）いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数（都道府県・市町村教育委員会のみ回答）」中の都道府県教育委員会の回答部分
		「11（3）いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数（都道府県・市町村教育委員会のみ回答）」中の都道府県教育委員会の回答部分
		「11（4）いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により、「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体数（都道府県・市町村教育委員会のみ回答）」中の都道府県教育委員会の回答部分
調査Ⅲ	平成25年度（平成26年度）における小学校及び中学校における不登校の状況等	「8. 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置する「教育支援センター（適応指導教室）」の状況【教育委員会のみ回答】」中の都道府県教育委員会の回答部分
調査Ⅷ	平成25年度（平成26年度）における教育相談の状況（教育委員会のみ回答）	「1. 各都道府県及び指定都市の教育委員会（学校教育所管部局）が所管する教育相談を行っている機関等の状況（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）」中の都道府県教育委員会の回答部分
		「3. 来所相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）」中の都道府県教育委員会の回答部分
		「4. 電話相談・訪問相談・巡回相談におけるいじめ及び不登校についての教育相談件数（指定都市以外の市区町村教育委員会においては記入不要）」中の都道府県教育委員会の回答部分

別表5 本件決定1で特定した各指導課調査票中において不開示とした情報のうち不開示とすることが妥当である情報

対象文書	内訳		不開示とすることが妥当である情報
各指導課 調査票	本件対象文書1-1		調査VIを構成する「2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況」の調査項目中に記載のある自殺した児童及び生徒が置かれていた状況別の公立小学校、公立中学校及び公立高等学校の校種ごとの男女別の自殺者数及び男女合計の自殺者数
			記入者表を構成するe-mail欄に記載のある、職員が実施機関から付与されたメールアドレス
	本件対象文書 1-2	平成26年度1回目 集計表	調査VIを構成する「2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況」の調査項目中に記載のある自殺した児童及び生徒が置かれていた状況別の公立小学校、公立中学校及び公立高等学校の校種ごとの男女別の自殺者数及び男女合計の自殺者数
		記入者表を構成するe-mail欄に記載のある、職員が実施機関から付与されたメールアドレス	
		平成26年度いじめ 再調査集計表	